

規則等の案の概要

1 規則等の案の題名

静岡県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の施行に関する規則の一部改正について（案）

2 規則等を定める根拠となる法令

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）

3 改正の趣旨

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）が一部改正され、医療保護入院の入院期間の更新等について示されました。この改正に伴い、静岡県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の施行に関する規則（以下「規則」という。）について、国の例に沿って必要な事項を規定、及び修正を行います。

4 規則等の案の内容（改正の内容）

- （1）医療保護入院の期間の更新について、新たに規定し、様式を定めます。
- （2）医療保護入院者の入院届について、「今回の医療保護入院の入院期間」「選任された退院後生活環境相談員の氏名」の欄を追加します。
- （3）措置入院者の定期病状報告、任意入院者の定期病状報告について、「生活歴及び現病歴」「初回入院期間、前回入院期間、初回から前回までの入院回数」の欄を削除します。併せて、措置入院者の定期病状報告のみ、「退院に向けた取組の状況」の欄を追加します。
- （4）医療保護入院者の入院届等、各種様式の記載上の注意事項について、追加及び修正を行います。
- （5）その他、所要の改正を行います。

5 規則等を施行する時期（予定）

令和6年4月頃